ヲロシヤ船一件

863
9

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9

ガラス使用

863
9

ヲロシヤ船ニ渡文紀元年 甲子 九月七日長崎ニ着日二年
乙丑三月十九日帰帆
御奉行 成瀬因幡守様
肥田豊後守様 御立勤
御掛り 高橋四郎兵衛殿
ヲロシヤ船一件

掛り
三橋六郎
石橋兩人
中山作六郎
石村金吾郎
本木良人
馬場為八郎
日本語
三橋 百吉
石橋絵十郎
末永正人
西 美蔵十郎
森山金人
石村源之丞

863-9

信牌

帝國圖書館

昭和二十年 帝國圖書館

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9

ガラス使用

まかさんに出帆致候ちよう有る由しらせ

石川将監書判

村上大学　公

漂民指揮を奉して給ふ

寛政五年丑六月廿七日

御目付

御下同心

ゆきさんよふせいれ

とゆきいきそらち

御奉行
信牌

仙臺領海邊石巻船

寛政五年十一月廿七日仙臺出帆翌六年五月十日頃

おろしや国ニ漂流　船中沖船頭水主組十六人

内三人病死残り九人ハおろしや国ニ居住いたし

おろしや船去ル子年六月廿七日出帆船中漂流人共ニ八拾

四人

左平
四拾壱歳

儀平
四拾三歳

津太夫
六拾歳

右十郎
三拾貳

今日被門高地裡之後ニ渡ヲ入公御しや国王ゟ之後御之
後人ニ至るの所ニ船銀ニ百ニ付ハ出ル事ニ
年ニ付

一ヲロシヤ船之被暦数一千八百二十年八月十日字和二十六年
六月廿四日同所出船江デーヲ丁ルリヒ同コツベンハーガ、カナリヤ
鴻并南アメリカ州ニフラシリヤ国之方南海之間暦数
一千八百四年九月二日高子七月廿日カムシヨツテカニ到ル
同八月十日高八月七日同所出船江今日迄日数三拾一日

経ニ渡上ニ無別条ニ若是江ハ右ニ渡之外ニ門ニ南地ニ渡ス
之ニ永ニ門ニ其ハ

一今般使節之役人渡来江ハ渡ヲ口シヤ国王ヨリ江府ニ
之宣書并ニ門ニ所ニ其右写書持誠ハ随ニ出ニ
日右書輪沖ニ門ニ出役門陰史ニ若上ハ横ニ出ニ其
書ニ江府表ニ渡節之右持条宣上江写書ニ門ニ
取ニ居ル直ニ若上ニ横国王ヨリ之命ヲ清ハ日河ヨリ
他之門方ニ之消屑ニ江ハ随ニ出ハ渡之右宣書之
大意相尋ハ

先年於艇夷地ニ信牌試給ハ門ニ提為ニ上ニ命度以
使節捧献貢江府作禮相勤以来門南地ニ自電
信儀ニ結び且交易之役ニ自由ニ心外之前茂門ニ居
一乗組人数八拾五人之内八拾五人ヲ口シヤ人口人目本人外ニ
乗組ニ門ニ居ル右目本人之義十二ヶ年以前ヲ口シヤ出ニ
堺流江ハ日高年連俗ニ出ハ以上
右之通ヲ口シヤ船首ニ之者共ニ出ハ
右之通出渡田ニ見ル前ニ和解江ニ上ニ以上

子九月七日

日本
大小屋羽

一今般海外江の海を兼て御国城慕しくなる所に御
使節を以て人を茂 江戸に捧獻貢 御禮相勤候
信義を結び度念願に御座候

一交易を以て御承り上度 御見を御待ひ何之商
法を茂商賣の筋下を御身ひ事候

一日本船向後第一リユ人國に漂流江の節も右等の組之者
共御國の方に連渡の向可然事候

一御御國 御用之ゆへ下度 何ゆへ調達仕度御願に存候間

右之品之義ハ御受取被下候て　持渡之品ハ
最前所ゟ進物之又も御受取被下度候
一先年より之人國ニ漂流之日本人船更地ニ連渡候儀御捨
有之候所其御取扱　御受取不致事船来入候ニ付　候
役所之者ら段々申き入帰國之上異ニ相違無之所国恩
難有存候
一此節日本人四人連渡申候
右者国王ゟ格別之寄鶴之上意商第来朝仕候ヲロシヤ

此使節之役人ゟ申口上書和解仕差上
申上候
子　五月八日
中山作三郎
名村多吉郎
本木庄左衛門

恭敬白

大日本國王之殿下にヲロシヤ國王より進呈せる書に

載せる所也

貴國

御代々義ノ補　御代所聞原雜白頃江漢我

祖國土地治允しより國王屋ゝとる也一日し女

王のゝ子ゟ女をキ二とし代二代に代り我國之陳樂

其來河宗地國フランス國エゲレス國イタリヤ國イスパンヤ

国ヒイツ出其外国々我年々発りはしめ無くも和出
乃平ひをなし国々相静ゆへ浅邦に義を顕し
歐羅巴の法列大平り及し給へり
貴国に渡し本邦よりは懸隔なりとは無国
之地方に遠に是と信義通しは後無国者得て向
信之後に格外に信義結ひ下度所望に存候
従昔年
貴国 御仁徳に依し女王かたりし為に後第の業に
在

其処西平成さん年
貴国に私雅風に逢ひ我国に漂流仕候月甚人々
御国に令帰朝は其ゆへ格外年以前自然自然
運渡は年々節に渡り者共格外御手厚御手を扱
信身を上我国に私再ひ
貴国に無渡に而ひとは長渡の儀に相当無く信牌
申し給ひ感謝無量の仕合に御賛右體測し免
今般渡節を以 江府 信體為仕候来

貴国之高義欲服し猶交易之道を開候而御當国領ニ
候由
大日本国王勝手ニ而撰候を相願ニ付白き長男相候
撰之我仰服之臣許し得あ旦智館ニ而ゆるし候得と
より青令渡海出来候より
貴国之御領法ニ而知候事ニ而有之候平御国法之とも御承
知り候得共参候
一先年難船之漂泊之我国江漂流せし

貴国之仰之極月江会式前通候
一積年
御當国の慕之候而結候得て穣界より宜領ニ叶候様ニ当
被道し向後河事ハより御用筋之義ニ付叶申候
我等之治天之貢り並合領ニ道交易相遂候ニ至
おくをゐ我属国之内カデヤック北アメリカ之内アレウテキエス
カムシカツテカ之北アメリカ之間ニ在り之エレレスカムシカツテカ之近ニ在り是等之嶋
船数之帆を以而具教並帆を得せ候得

漢ニ外ニ地ニ成 御門指揮次第ニ御手ニ御着

又向後

貴國之人我國門河國之浦ニ漂流生ヲ以テ其郷ニ送ル

文令入漢投函ニ生ヲ以テ其郷ニ漢ニ浦ニ送令

下ニ是ニ其人ニ

御當國河國之漢ニ連渡ニ事ニ於ニ將文高法ニ有ニ心能ニ

話則役節之有小ニ何ニ其ニ奥ニ戸ニ舎ニ置

貴國ニ為ニ置ニ御方ニ御寄之次第ニ有ニ御行ニ以ニ右役節之

有ニ御法ニ成下ニ注ニ事ニ存ニ

謹貢

一時平江道ニ象ニ作リ物

一大鐘

一臘虎皮

一象牙細工物

一鉄砲大小色々

右者激激之至ニ以得云自國之産物等也貢ニ在ニ

門照網ニ於ケル欲幸起候ハ今長崎ニ
奇品等猶て備
上覧ニ存候
王府ペートルベルク小於て郡位してより
三年六月二十日
ヲロシヤ國王
何も紀さんと分判
國老
[illegible]

右有ヲロシヤ國王より様に書輪之主意高節朱
朝江に後節之役主法の所とロ第りに名和解仕
上ニ申候上
子九月十日
国務
東通朝
連下

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9

ガラス使用

863
9

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』 請求記号 863-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9
ガラス使用

863
9

国立国会図書館　　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『ヲロシヤ船一件』　請求記号 863-9

ガラス使用